

質疑応答
------

## 質疑応答

〈マシャド・ダニエル氏 (M) からの質問・チアゴ・トレンチネラ氏 (T) からの回答〉

**M**：自然の権利論を使わずに他のかたちで同じ目的を達成することができるでしょうか。比較法的に見れば、そういう立法例があるでしょうか。

**T**：ブラジルには環境保護の可能性がいろいろあります。訴訟で保護するなら訴訟当事者になれる方法がいろいろ定められています。例えば、もしも森林伐採、汚染の事件があり、もし人間が被害者にならず、自然だけが被害者になったとしても、環境保護の訴訟を起こすことは可能です。さきほど言った通り、ブラジルでは憲法、国の法律で自然の権利が認められていませんが、その環境を守るために訴訟を起こすことができます。世界には、自然の権利が認められるかどうかにかかわらず、環境を守るための法救済は結構あります。日本の場合は、その司法の扉がちょっと狭くて自然だけが被害者の場合には訴訟で環境保護をするのは難しいです。日本だけでなくドイツでも難しいと聞きましたが、自然の権利があるかどうかにかかわらず環境、自然を保護することは訴訟で可能です。

**M**：自然の権利論というのは、つまり訴訟法の問題、誰が裁判を起こせるかという問題に関する議論というふうに理解しました。このような訴訟法の問題と、民法上の法的地位という問題、つまりその実体法上の問題は別々の問題ですね。自然の権利論によって自然の権利が憲法で認められたり、あるいは法律で認められたり、それによって自然が裁判を起こす権利を認められたというときには、自然の民法上の法的位置付けはどうなるのでしょうか。この二つの問題、つまり裁判を起こす権利と、民法上の権利義務能力、すなわち権利をもって義務を負うという能力はどのようにつながっているのでしょうか。ちょっと専門的な質問になってしまうのですが、いかがでしょうか。

**T**：さきほどおっしゃった通り、犬の事件は民事訴訟で損害賠償の訴訟でした。犬が法の主体で訴訟の当事者になれる。民法に影響がありました。他の事例はわからないのですが、刑法の場合は、人身保護請求の影響が結構あります。本日は発表していないことですが、エクアドルには去年も人身保護請求の事例がありました。政府によってサルが引き取られて、その飼い主がサルを解放するように人身保護請求という訴訟を起こしました。もちろん、もし動物が法の主体と認められたら大きな影響が、大きな結果があるのではないですか。先ほど言っていた通り、もし動物が権利を持つとしたら、生きる権利があることになります。そうすると「動物を食べてはいけません」ということになるのか、そういう問題にも答えを考えないといけません。具体的にどんな結果になるのか、法的な結果はどうかはまだ不明です。今は保護しよう保護しようという意思で訴訟しようと思われてますが、動物に義務はないのですか。もしも法の主体である動物が誰かに何か損害を与えたら、被告になるのですか。まあいろいろなことについて考えないといけないですけどね。どういうふうになるのか、

まだ不明です。

**M**：民法の場合は、どちらかといえばその動物の法的主体性を認める、つまり動物に対して法人格を認めるのではなくて、発表の時に紹介した様々な諸外国の例では、その動物はモノではないとし、または動物を法の客体としたまま特別な取扱いが認められています。必要な場合に限って特別な取扱いを認めるという立法ですので、(法システムの基本構造を変えるような)自然の権利論とはだいぶ世界観が違うような印象でした。

**T**：考える観点は何でしょうか。何の利益を守るのかと言うと、キミのアフェトが保護されていたでしょう。でもキミの利益が対象にならなかったのでしょうか。

**M**：(あの事件では)なっていないですね。

**T**：キミにとってはどちらがいいですか。YかXか。

**M**：ごめんなさい。キミの利益が対象になっていないというのは正確ではありません。キミの利益は動物保護の原理、つまり人間の権利としての人間の第3世代の基本権としての動物保護という原理の中に含まれ、それは(建前はともかく)最終的にはキミの利益の法的保護を考慮しようとするものだと思います。人間を介して、人間を媒体として考慮しなければならないという理屈。キミの福祉を考慮しなければ、個人の尊厳が侵害されるという結果になってしまう(ので、キミの福祉を保障しなければならない、という理論立てになっています)。そうしますと、間接的に(ですが、)キミの利益が考慮されたことにはなると思います。ただ一方的に人間が動物に対して何らかの価値を与えている、その人間のための価値を守ろうとしているわけではなくて、人間を守る建前で、キミの利益を考慮する判断をしなければならない、と。サロマウン裁判官の意見でもこの点についてちょっと混沌としているところがあると思うので、これらの問題をもう少し丁寧に整理しなければ、動物の法的地位をめぐる議論は前に進まないと思います。

**司会**：そうするとやっぱり人間を介するというのが、動物の時は必要であるけれども、環境だとそこを介さないでよいということに意味があるのでしょうか。自然の権利の場合には。

**T**：そのように理解できると思います。

#### 〈参加者からの質問・講師からの回答〉

**参加者A**：チアゴ先生のお話の中で、チリの例が紹介されていて、最後のところで国民投票で否決というのがありました。なぜ結局否決されるに至ったのでしょうか。

**T**：自然の権利が理由で否決されたわけではないです。ボリビアの憲法のように過激な変更がいっぱいありました。過激というのは、人の財産とか財産権が侵害されるところがたくさんありました。先住民の自治も広げすぎて、いろいろな理由で否決されたということで、自然の権利だけではないのです。その憲法全てが否決されたということです。

**参加者A**：自然環境を守るために先住民の方あるいは地域の方が行動を起こすというか、訴訟を起こすということもあるのでしょうか、法律ができてルール化されて、というのは一歩前進なのですが、やはりそれを守ったり運用したりするのは人間の行為なので、その辺り

の壁みたいなものは、どのような状況なのか。必ずしも先住民だったり地域だったりの権利、自然の権利も含めてなんですけれど、そこに住んでいる人たちの利益になるような動きばかりではないのではないかと思います。つまり環境と経済という二つの対立構造があった時に環境を優先したルールというよりは経済を優先するという選択をするケースもあるのではないのでしょうか。あるいはそれに対して法はどのような抗い方ができるのですか。

**T**：例えば、ブラジルのアマゾン地方には、最近経済、環境のどちらが大切かという対立が結構出てきています。例えば、ブラジルは発電所が足りない。足りないので新しい発電所を建設しないといけない。でも今までのブラジルの発電所は水力発電所。水力発電所の適切な場所が少なくなってきているが、アマゾン地方にはまだ土地がある。でもアマゾンの生態系はすごく敏感で、水力発電所を建設したらいろんな動植物が絶滅する。具体的には、ペロ・モンテという水力発電所を建設しようと政府が決めたのです。でもそこには小さなトカゲがいたんです。発電所がそこで建設されたら、そのトカゲは絶滅する。どんな利益を優先しないといけないのかと言うと、みんなのエネルギーを使う権利か、そのトカゲの生きる権利か、大きな議論がありました。その時は、最終的に当時の環境省大臣が辞めました。その大臣は、みんなのための環境を優先しようと、その発電所の建設に反対したのですが、政府にとっては、エネルギーは国の開発をするために大事なことで、その発電所は絶対必要で、環境にかかわらず、その小さなトカゲにかかわらず、発電所を建設しようと決めました。それでその大臣が辞めました。私の意見なのですが、経済と環境の対立があったら、結局は、残念ながら経済の価値の方が強くなると思います。それがブラジルの現状なのです。

**参加者B**：チリの2021年憲法制定会議に「17議席が先住民族のための保障」「先住民の世界観を反映」とあります。私は北米だけでチリとかブラジルとか南米は行ったことがないのでわからないのですが、それぐらい、先住民の問題は……スペイン、ポルトガル、ヨーロッパから来た方々が、先住民と言っているのですけれど、元々いた人たちを排除して、国を作っているわけですね。こういう環境というのはまだまだ多いのでしょうか。

**T**：先住民の定義は何ですか、先住民は誰ですか、と言うと、チリには南の方に行ったらまだ伝統的に生活している先住民が結構多い。もちろんおそらく元々の言語はもうしゃべれないかもしれない。スペイン語ばかり。でもその先住民は、スペインの植民で、土地を取られた。取られたけれどその賠償がなかったのです。その歴史的な賠償が必要で、テリトリーを決めるのは必要。チリの場合はよくわからないけれど、ブラジルの場合は同じように考えているのです、最近。私は母がイタリア系です。トレンチネラは母からの名前。父は混血の先祖がいろいろいるんです。その中には先住民もいるんです。でも私は先住民ではない。でも人によってはそのような歴史はないのです。特にブラジルの中央部、そんなに遠くに行かなくてもいい。サンパウロは大都会なのですけれど、郊外にはまだ伝統的に生活している先住民が多いんですよ。ポルトガル語をしゃべれない人が多い。経済に入れない。いい仕事ができない。ポルトガル語もできないじゃないですか。その人たちにとっては、政府の措置が必要ではないかと思います。先住民にはもちろん普通の社会に住んでいる例もあります。例えば

お医者さんの先住民とか。イタリア系ブラジル人、レバノン系ブラジル人、何系ブラジル人、いろいろある。皆さんはブラジル人です。でもそのアイデンティティは、先住民が結構強いんです。歴史があるので。土地を取られて、あちこちから出なさいとか、人種差別もあるんです。その人たちにとっては、特別な権利が必要です、という考え方が当たり前です。特にブラジル、南アメリカには。例えば差別の話ですけど、ブラジルの中部マットグロッソ・ド・スル州には先住民系ブラジル人が結構多いんです。先住民のひとりが軍隊に入ったんです。でも「私は先住民系ブラジル人」と言ったら、差別をすぐに受ける。「あなたポルトガル語しゃべれるんですか、ブラジル人っぽくないね」と。その人は「先住民じゃない、私は日系ブラジル人です」と言っていた。日系ブラジル人と言ったら、差別は受けなくなったのです。先住民の問題は本当に複雑です。でも今までは、先住民の考え方が、法律に導入されたことはない。エクアドルから始まってボリビア、そして今はチリ。先住民の考え方、世界観が導入されたことは、全く新しいことです。

**参加者C**：自然の権利については国際的な権利として広がる可能性はありますか。

**司会**：ラテンアメリカを中心に発表いただいていたかと思うのですが、先住民がいないような地域も含めて。左翼政権だったというのも前提になっていたかと思うので、そういうことを考えると難しいのかなという気もしないでもないのですが、広がると先生はお考えでしょうか。

**T**：自然の権利は、南米の話だけではなく、あちこちの考え方なのです。自然の権利を始めた国はアメリカ合衆国でしたね。70年代の時から。その時は、自然を保護する戦略だった。訴訟によって保護すること。ニュージーランドにも、川が法の主体として認められた。インドも川が法の主体と認められている。先住民にかかわらず。南米には先住民の歴史があるので、先住民の世界観が反映して、自然の権利を認めるようになる。でもおそらく、先住民に関係なく、他の国も他の条件で自然の権利を承認する可能性が高いと思います。